

③ごみの保管と引渡し <保管基準とマニフェスト交付>

●廃棄物の保管基準

廃棄物は、収集運搬されるまでの間、適正に保管しましょう。

- ・保管場所の周囲に囲いを設ける。
- ・廃棄物の飛散流出、地下浸透を防ぎ、悪臭や害虫が発生しないように適切な管理をする。
- ・右図のような表示を見やすい場所に設ける。

<表示例>

産業廃棄物保管場所	
名称	株式会社 ○○○○
所在地	松山市△△町××番地
責任者氏名	松山 太郎
連絡先	089-000-XXXX
保管する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物）
最大の高さ	2.1 m



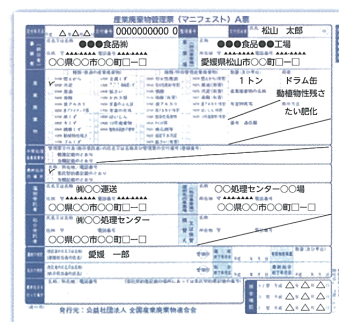
60cm以上

※最大の高さは、屋外で容器を用いず保管する場合に表示

●産業廃棄物管理票（マニフェスト）

マニフェストとは、産業廃棄物の処理状況を管理するための書類で、**産業廃棄物を委託業者に引き渡す度に、排出事業者が交付**します。

複写式の紙伝票を利用する**紙マニフェスト**（右図）と情報処理センターにパソコンを使って情報登録する**電子マニフェスト**があります。



屋外の保管場所には **カラス対策** を！

カラス対策が不十分な場合、景観悪化・悪臭・ふん害等により、排出事業者の皆さまへの苦情につながる可能性があります。生ごみ等を処理業者に引き渡すまでの間は、カラス対策をしっかりと行いましょう。


× <カラス被害の例>



カラスが、ネットのすき間からごみ袋を引っ張り出し、道路上にごみを散らかしています。



ネットをかける際は、ネットの内側にすべてのごみ袋を入れ、重りで押さえるなど、地面とのすき間ができないようにしましょう。





④マニフェストの管理 <処理状況の確認や保存・報告義務等>

●マニフェストによる処理状況の確認

委託業者から送付されるマニフェストで、処分が完了したことを確認し、マニフェストは送付された日から**5年間保存**してください。



●マニフェストの報告（松山市長への報告は、**排出場所が松山市内のものに限る。**）

前年度（4月1日から3月31日まで）に、1枚でもマニフェストを交付した事業者は、6月30日までに、その交付状況等を市に報告する義務があります。

水銀を含む廃棄物の処理方法が平成29年10月1日から変わりました！



●対象となる廃棄物

水銀使用製品産業廃棄物

- ① 水銀を含む蛍光灯、ボタン電池、水銀体温計などが廃棄物となったものなど
- ② ①を材料や部品とした組み込み製品（例：水銀電池が入った補聴器）
- ③ 水銀が使われている表示がある水銀使用製品



蛍光灯（直管形・電球形）



ボタン電池



水銀体温計

●水銀を含む廃棄物の処理時のポイント

- ・「水銀使用製品産業廃棄物」の許可を受けた収集運搬及び処分業者に委託すること。
- ・委託契約書の廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを明記すること。（なお、H29.10.1以前に締結した契約書は変更する必要はありません。）
- ・マニフェストの産業廃棄物の種類欄や備考欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることと、その数量を記載すること。
- ・保管する際は、割れたり他の廃棄物と混ざったりしないよう仕切りを設けるなどすること。

詳しくは、
こちらで検索

- 松山市HPで検索 [https://www.city.matsuyama.ehime.jp/]
- 環境省HPで検索 [http://www.env.go.jp/]
- 日本照明工業会HPで検索 [http://jlma.or.jp/]

水銀を含む廃棄物	検索
水銀廃棄物 ガイドライン	検索
水銀使用ランプ	検索

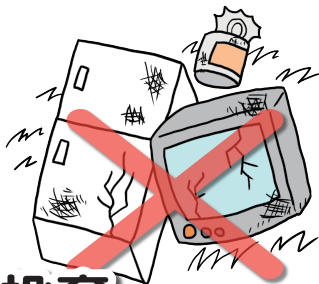
不法投棄や野外焼却等は犯罪です！



不法投棄、野外焼却、無許可業者への委託は、生活環境へ影響を与えるおそれがあるため、重い罰則が設けられています。**絶対にしないでください!!**



不法投棄



野外焼却



無許可業者への委託

罰則

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方
さらに、**法人の場合は、3億円以下の罰金**（無許可業者への委託は1,000万円以下の罰金）